

○大東市身体障害者自動車運転免許取得に関する助成金交付要綱

平成11年4月1日

要綱第28号

(目的)

第1条 この要綱は、大東市補助金等の交付等に関する条例（平成31年条例第3号）及び大東市補助金等の交付等に関する条例施行規則（平成31年規則第6号）に定めるもののほか、身体障害者の自立生活の支援及び社会参加の促進を図るため、自動車運転免許の取得に要する費用に対する助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 補助金交付の対象は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 本市に居住し、身体障害者手帳を所持する者であること。
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条第1項の指定自動車教習所において教習を終了し、同法第84条第3項の普通自動車免許を取得して、3か月以内の者であること。
- (3) 当該助成金の交付申請を行う日の属する年の前年の所得（障害児福祉手当及び特別障害者福祉手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）様式第7号に規定する方法の例により算出された額）が、特別障害者手当支給の所得制限額を超えていないこと。
- (4) 他の類似する制度による助成を受けていないこと。

(助成額)

第3条 助成金の額は、予算の範囲内で、免許の取得に要したと市長が認める額の3分の2に相当する額（この額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、100,000円を限度とする。）とする。

(申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 身体障害者手帳の写し
- (2) 普通自動車運転免許証の写し
- (3) 前号の免許証の取得に要した費用を証明する書類

- (4) 対象となる者及びその者の属する世帯において最も収入の多い者の前年（１月から６月までの間に助成金交付の申請をする場合は、前々年）の所得を証明する書類（転入者の場合に限る。）

（決定）

第５条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、助成の諾否を決定し、交付決定通知書（様式第２号）により、当該申請した者に通知するものとする。

（請求等）

第６条 助成金の交付が決定した者は、速やかに当該助成金に係る請求書（様式第３号）を市長に提出し、市長は、これに基づいて補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第７条 市長は、助成金の交付の決定を受けた者が虚偽その他の不正な手段により、補助金交付の決定を受けたときは、その決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が交付されているときは、交付した額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（補則）

第８条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

附 則（平成１７年要綱第７８号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成３１年要綱第２３号）

（施行期日）

- １ この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の大東市統計調査連絡協議会補助金交付要綱等の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みのあった補助金等の交付等について適用し、同日前に申込みのあった補助金等の交付等については、なお従前の例による。
- ３ 改正前の大東市統計調査連絡協議会補助金交付要綱等の規定に基づき作成した用紙は、改正後の大東市統計調査連絡協議会補助金交付要綱等の規定に基づき作成したものとみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和３年要綱第１０４号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に存する旧様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(第4条関係)

交 付 申 請 書

年 月 日

大東市長 様

(申請者)住所
氏名

大東市補助金等の交付等に関する条例及び大東市身体障害者自動車運転免許取得に関する助成金交付要綱第4条の規定により、次のとおり、助成金の交付を申請します。

また、自動車運転免許取得に関する助成金の交付申請に当たり、私の属する世帯の住民登録資料、税務資料、過去の交付状況等について、各関係機関に調査、照会等することを承諾します。

対 象 者	住 所		生年月日	年 月 日
	氏 名		電話番号	
	身体障害者手帳	番 号 及 び 等 級	第 号 ・ 級	
		交 付 年 月 日	年 月 日	
		障 害 名		
	自動車運転免許証	免 許 証 番 号	第 号	
		交 付 年 月 日	年 月 日	
	自動車運転免許の取得に要した費用の額			円
助 成 金 の 額			円	
他 の 事 業 に よ る 助 成 の 有 無			有 ・ 無	

添付文書

- 1 身体障害者手帳(写)
- 2 普通自動車運転免許証(写)
- 3 免許取得に要した費用を証明する書類
- 4 対象となる者及びその者の属する世帯において最も収入の多い者の前年(1月から6月までの間に助成金交付の申請をする場合は、前々年)の所得を証明する書類(転入者の場合に限る。)

様式第2号(第5条関係)

交 付 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

大 東 市 長

月 日付けで申請のあった身体障害者自動車運転免許取得に関する助成金については、大東市補助金等の交付等に関する条例及び大東市身体障害者自動車運転免許取得に関する助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 助成金交付決定の内容

- ・ 交付する
- ・ 交付しない

理由

2 助成金交付決定額

金

円

様式第3号(第6条関係)

交 付 請 求 書

年 月 日

大東市長 様

住所

氏名

年 月 日付け大東 第 号で交付の決定を受けた身体障害者自動車運転免許取得助成金として、下記のとおり請求します。

記

請 求 金 額						
---------	--	--	--	--	--	--

なお、助成金は、下記の口座への振り込んでください。

銀 行 名	銀行		支店
口座番号	普通・当座		
口 座 名	(ふりがな)		

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)